証券コード９９２７
平成28年６月10日

株　主　各　位

神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番13号
株式会社ワットマン
代表取締役社長　清　水　一　郷

第40回 定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　神奈川県横浜市西区南幸２丁目16番地28
　横浜国際ホテル　２階　松竹の間
　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
　報 告 事 項　第40期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
　決 議 事 項
　第１号議案　剰余金の処分の件
　第２号議案　取締役５名選任の件
　第３号議案　監査役２名選任の件

4. **招集に当たっての決定事項**
◎代理人による議決権行使
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
◎本株主総会招集通知に掲載しております株主総会参考書類、事業報告、計算書類を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類、事業報告、計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページhttp://www.wattmann.co.jpに掲載いたしますのでご了承ください。

以　上

（お願い）当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府・日銀の経済政策や金融緩和策などにより、株式市場の回復や企業収益の改善に伴う設備投資の増加の一方、事業年度後半には新興国の景気後退や円高等により不透明が強まりました。個人消費については、平成26年4月の消費税率引き上げ後の節約志向は根強く、加えて暖冬による冬物衣料の売上低迷等も重なり、依然として本格的な回復には至りませんでした。

このような状況のもと、当社は当事業年度を事業拡大期間と位置付けており、成長のための体制づくりとマネジメント力の強化を積極的に進めてまいりました。

また新ブランド「Super Recycle Shop WATTMANN」（スーパーリサイクルショップ　ワットマン）のもと、前事業年度に引続き、買取・販売する商品種類の拡充等による更なるお客様サービスの向上、コストダウンによる経営効率の向上、及び新規出店等による企業成長を目指しております。

営業政策面では将来の成長に向けて、売筋ジャンルの強化、積極的な買取と査定精緻化を進め、良品在庫の増大に努めてまいりました。また、早期売価変更と売場への継続的な商品供給を行い商品鮮度を維持するとともに、お客様目線の売場づくりを進め、お客様の購買意欲を高め、売上高の増加と売上総利益額・率の向上に努めてまいりました。

店舗政策面では、平成27年8月にワットマンテック・ワットマンスタイル二宮店、11月にワットマンテック・ワットマンスタイル綾瀬店をPAT綾瀬店に移転増床、ワットマンテック・ワットマンスタイル相模原中央店を開店、平成28年2月にワットマンテック・ワットマンスタイル横浜権太坂店を開店しました。その結果、18事業所41店舗となりました。

当事業年度の売上高は、前事業年度と比べ２億41百万円（8.3%）増収の31億37百万円となりました。これは既存店は前事業年度の落込みから回復し66百万円の増収(2.7%)、開閉店も新店の寄与により１億74百万円の増収(39.3%)となったものです。営業利益は、前事業年度と比べ32百万円（75.3%）減益の10百万円となりました。これは売上総利益は前事業年度と比べて１億35百万円(6.7%)増益の21億70百万円を計上しましたが、新店開店により販売費及び一般管理費も１億68百万円(8.5%）増加し21億59百万円を計上した事によるものであります。経常利益は、前事業年度と比べ34百万円（60.1%）減益の22百万円となりました。当期純損益は減損損失9百万円、法人税等調整額15百万円等の計上があったため、前事業年度と比べ48百万円減益の当期純損失11百万円となりました。

品目別売上高

品目＼期別	前事業年度（第39期）		当事業年度（第40期）		前年同期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
電化製品等	531,960	18.4	613,664	19.6	15.4
服飾等	1,049,716	36.3	1,170,547	37.3	11.5
パッケージメディア	991,942	34.2	1,018,266	32.4	2.7
その他	322,788	11.1	335,153	10.7	3.8
合計	2,896,407	100.0	3,137,632	100.0	8.3

（電化製品等）

新店およびネット通販の寄与により、売上高は６億13百万円と前事業年度と比べ81百万円（15.4％）の増収となりました。売上総利益は、４億５百万円と前事業年度と比べ44百万円（12.2％）の増益となりました。

（服飾等）

新店およびネット通販の寄与により、売上高は11億70百万円と前事業年度と比べ１億20百万円（11.5％）の増収となりました。売上総利益は、８億47百万円と前事業年度と比べ72百万円（9.4％）の増益となりました。

（パッケージメディア）

ネット通販の寄与により、売上高は、10億18百万円と前事業年度と比べ26百万円（2.7％）の増収となりました。売上総利益は、６億57百万円と前事業年度と比べ20百万円（3.3％）の増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は２億円であります。その主なものは、以下の新店開店による設備投資１億８百万円であります。

新店

ワットマンテック・ワットマンスタイル二宮店

ワットマンテック・ワットマンスタイルPAT綾瀬店

ワットマンテック・ワットマンスタイル相模原中央店

ワットマンテック・ワットマンスタイル横浜権太坂店

(3) 資金調達の状況

当期においては、新店開店のための設備投資および長期運転資金の目的で、長期借入金１億円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

期別 / 項目	第37期 平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで	第38期 平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで	第39期 平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで	第40期（当事業年度） 平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで
売上高（千円）	2,933,954	2,746,426	2,896,407	3,137,632
経常利益（千円）	168,596	120,682	57,003	22,739
当期純利益又は純損失(△)（千円）	91,819	△332,249	36,645	△11,468
1株当たり当期純利益又は純損失(△)（円）	8.39	△30.37	3.35	△1.04
総資産（千円）	3,380,324	2,692,749	2,668,807	2,692,093
純資産（千円）	2,500,623	2,155,895	2,168,573	2,121,281

(9) 対処すべき課題

当社は平成25年６月１日より新ブランド「Super Recycle Shop WATTMANN」（スーパーリサイクルショップ ワットマン）としてリユース事業を再スタートいたしました。当社は規模拡大と利益体質の維持を重要課題と考えており、そのために以下の課題に取り組んでまいります。

① 買い取りと商品化力を強化するとともに売価変更を早期に行い、お客様に魅力ある新鮮な商品と豊富な品揃えを提供してまいります。

② リユース事業のレベルアップと利益率向上のため、マニュアルの充実等による従業員の人材育成（マネジメント力の強化）を集中的に実施してまいります。

③ 現状のオペレーションを徹底的に見直し、作業分担の明確化を図り人的生産性向上によるローコスト経営を目指してまいります。

④ 企業成長の源泉となる事業所の新設を進めるとともに、新設事業所の経営効率を高め、投資回収を強力に進めてまいります。

⑤ 営業政策面の課題解決をスピーディかつ徹底的に実行してまいります。

(10) 重要な親会社及び子会社

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容 （平成28年３月31日現在）

当社は、神奈川県に展開している店舗において、リユース商品を中心に販売しております。主要な事業形態は、ワットマンテック業態・ワットマンスタイル業態・ブックオフ業態としております。主な販売品目は、次のとおりであります。

ワットマンテック業態…パソコン・テレビ・冷蔵庫・楽器など家電製品

ワットマンスタイル業態…洋服、バッグなどの服飾雑貨・貴金属・ギフト商品など

ブックオフ業態…書籍、ビデオ、ＣＤ、ゲームソフト、ＤＶＤ

(12) 事　業　所　（平成28年３月31日現在）

① 本　　社　神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町一丁目27番13号

② 店　　舗　神　奈　川　県

ワットマンテック梶　ヶ　谷　店　ワットマンテック鎌　倉　手　広　店
ワットマンテック横浜鶴ヶ峰店　ワットマンテック横須賀堀ノ内店
ワットマンテック横須賀佐原店　ワットマンテック横浜朝比奈店
ワットマンテック座　　間　　店　ワットマンテック藤　沢　石　川　店
ワットマンテック新　丸　子　店　ワットマンテック平　塚　梅　屋　店
ワットマンテック横須賀中央プライム店　ワットマンテック横浜本郷台店
ワットマンテック逗　子　久　木　店　ワットマンテック二　　宮　　店
ワットマンテックPAT　綾　瀬　店　ワットマンテック相模原中央店
ワットマンテック横浜権太坂店

ワットマンスタイル梶　ヶ　谷　店　ワットマンスタイル座　　間　　店
ワットマンスタイル鎌　倉　手　広　店　ワットマンスタイル横浜鶴ヶ峰店
ワットマンスタイル横須賀堀ノ内店　ワットマンスタイル横須賀佐原店
ワットマンスタイル横浜朝比奈店　ワットマンスタイル藤　沢　石　川　店
ワットマンスタイル新　丸　子　店　ワットマンスタイル平　塚　梅　屋　店
ワットマンスタイル横須賀中央プライム店　ワットマンスタイル横浜本郷台店
ワットマンスタイル逗　子　久　木　店　ワットマンスタイル二　　宮　　店
ワットマンスタイルPAT　綾　瀬　店　ワットマンスタイル相模原中央店
ワットマンスタイル横浜権太坂店

ブックオフ横浜鶴ヶ峰店　ブックオフ横須賀堀ノ内店
ブックオフ横浜朝比奈店　ブックオフ鎌倉手広店
ブックオフ横浜本郷台店　ブックオフ横須賀中央店
ブックオフ逗子久木店

計41店

(13) 主要な借入先　（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	113
株式会社三井住友銀行	50
株式会社第四銀行	36
株式会社あおぞら銀行	18

(14) 従業員の状況　（平成28年３月31日現在）

従業員数	前期末比増加数	平均年令	平均勤続年数
名	名	才	年
91	7	35.5	9.3

（注）　上記従業員には臨時従業員391名は含んでおりません。

2.　会社の株式に関する事項　（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　24,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　11,368,541株（自己株式432,533株を含む。）

(3) 株主数　　765名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社ハードオフコーポレーション	1,611	14.7
清水一郷	1,014	9.3
川畑泰史	750	6.9
田中玲子	665	6.1
田中和雄	527	4.8
堀内裕紀	441	4.0
渡邉未来	439	4.0
清水ともこ	407	3.7
川畑遙	400	3.7
江木麻紀	377	3.5

（注）　1.　当社は、自己株式432,533株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2.　持株比率は、自己株式432,533株を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	清水一郷	
取締役副社長	田中和雄	内部監査室　室長
常務取締役	小松創	リユース事業本部長
取締役	川畑泰史	
取締役	清水とも子	
常勤監査役	本間直之	
監査役	七松優	七松優公認会計士税理士事務所
監査役	浅尾慶一郎	衆議院議員

（注）1. 監査役全員は、社外監査役であります。
2. 監査役七松優氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役七松優氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第427条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　５名　　70,090千円
監査役　３名　　9,100千円　（うち社外監査役３名　9,100千円）

(4) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

常勤監査役本間直之氏は取締役会に100%出席し、主に経営的見地から発言を行っております。また、監査役会へ100%出席し、議案審議等必要な発言を行っております。

監査役七松優氏は取締役会に100%出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、監査役会へ100%出席し、議案審議等必要な発言を行っております。

監査役浅尾慶一郎氏は取締役会に62.5%出席し、主に国会議員としての見地から発言を行っております。また、監査役会へ62.5%出席し、議案審議等必要な発言を行っております。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

経営監督を強化するための社外取締役の候補者の選定には企業経営への理解に加えて、当社が属するリユース事業に関する知見と、当社経営者からの独立性を有する必要があります。これらの要件を満たす方の選定にはいたっておりません。

適任者でない方を社外取締役として選任した場合、当社経営の機動性を害するばかりか取締役会に期待される機能が果たされない可能性があり、相当でないため社外取締役を置いておりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	17,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 過去２年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、平成18年５月19日開催の取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決定し、平成27年５月15日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容及び運用状況の概要は以下の通りであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および使用人を含めた行動規範として「企業行動規範」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役および使用人は、自らが主体的に法令、定款、社会的規範等を遵守し業務の遂行に当たります。

当社は、取締役及び使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図るため、取締役会規則、職務権限規定その他の社内規定を整備します 。

当社の監査役は、法令に定める取締役会への出席のほか、コンプライアンスの観点から各事業グループ主催の会議・報告会等へ出席し、必要かつ有効な助言・アドバイスを行っております。

また、必要に応じて監査役は、取締役・使用人から報告を受けるとともに、会計監査人に対し監査に関する報告を求めております。

このほか、内部監査を担当する内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務のモニタリング等を実施し、コンプライアンスの実効性を確保いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」・「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会または稟議手続をもって、その重要性の度合に応じて決議または決裁し、記録を残しております。

取締役会議事録には、取締役の業務の執行状況を明確にするため、上程者または報告者の氏名を明記するとともに、決議事項における賛否の状況、発言があった場合の内容を記載しております。

取締役会議事録・稟議書・決算に関する計算書類・重要な契約書等、取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役会からの閲覧の要請に備えるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に伴い発生する可能性のある各種リスクのうち、発生可能性、重要性に鑑み、財務リスク、事務リスク、法務リスク、システムリスク、事故災害リスクなどについては、取締役を長とする全社横断的なリスク管理統括部署等を設置し、会社全体のリスク管理方針の策定を行っております。また、個別のリスクマネジメントの実施については、リスクの内容に応じて各担当リスク管理部署が、規程・マニュアルの策定および指導・助言を行っております。

また内部監査室の内部監査をとおして、リスク情報の収集と適切な対応を行っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、５名の取締役により構成され、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制をとっております。

当社の監査役会は、社外監査役３名を含む３名(常勤１名、非常勤２名)で構成しており、各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づき、取締役会をはじめとする主要会議に出席するとともに代表取締役との定期的会合をもち、取締役の職務執行を充分に監査できる体制をとっております。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人については、おりませんが必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを内部監査室より配置することとします。

監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長の指揮命令を受けないこととします。

当該補助使用人の人事に関する事項の決定に関しては監査役の同意を得ることとします。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の監査に係る指示の実効性を確保するための社内体制整備を行います。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための手続を整備し、監査役が必要とする情報を適宜提供することとします。

取締役、その他の使用人の監査役、監査役会への情報提供を理由とした不利益な取扱を一切行わないこととします。

なお、取締役は以下の事項を報告すべき事項としております。

①会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実

②取締役会決議により委任を受けた事項を決定したときは、当該決定に関する事項

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、決議または報告事項につき意見を述べることとしております。また、すべての稟議書を検閲し、必要の都度、担当者からの説明・意見を求めております。

なお、監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

当社は監査役が弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用するときなどの必要な監査費用を認めるものとします。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「企業行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨むことを定め、不当要求等に対しては、警察等の外部機関との連携を図り、組織的な対応を行う体制をとっております。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役会規則に則り取締役会を８回開催し、会社の職務執行の決定、取締役の職務執行の監視・監督を実施しました。

②取締役会は経営目標・予算を策定し実績管理を実施しました。

③代表取締役社長は取締役会に委任された会社の業務執行を決定し、取締役会の決議に従い職務を執行しました。

④監査役会は監査役会規程に則り監査役会を８回開催し、取締役の職務執行の監督を実施しました。

⑤監査役は取締役会に出席し決議または報告事項につき意見を述べ、取締役の職務執行の監督を実施しました。

⑥監査役は必要に応じ社内の文書を閲覧し、担当者からの説明を受けて、取締

役の職務執行と内部統制システムの運用状況の監督を実施しました。
⑦監査役会は法令定款に則り会計監査人から報告を受け、会計監査人の監査の方法と結果を評価し、選解任の決定を行いました。
⑧グループ長会議を月１回実施し取締役及び従業員が法令・定款等を遵守することを徹底しました。
⑨グループ長会議において各部門の責任者は、それぞれが自部門のリスクマネジメント状況の報告を行い、定期的な見直しを実施しました。
⑩経理総務グループ、人事グループは法令及び文書取扱規程並びに内部情報管理規程に基づき情報を文書化し、閲覧、謄写可能な状態で保全し取締役会、監査役会、会計監査人の求めに応じて文書を提出しました。
⑪内部監査室は内部統制監査を実施し、その過程でリスク情報の収集と報告を実施しました。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

（事業報告についての注記）

1. 以上ご報告いたしました金額、年令及び年数についてはその表示単位未満は切捨て、比率については表示桁未満を四捨五入して表示しております。
2. 売上金額には、消費税等を含んでおりません。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,137,228**	**流動負債**	**337,700**
現金及び預金	516,040	買掛金	11,312
売掛金	46,208	短期借入金	50,000
商品	454,616	１年内返済長期借入金	64,790
前渡金	500	未払金	19,548
前払費用	57,428	未払費用	133,752
繰延税金資産	28,439	未払法人税等	10,650
１年内償還長期預け金	14,473	未払消費税等	8,202
その他	19,521	前受金	22,290
		預り金	7,151
		賞与引当金	10,000
		固定負債	**233,111**
		長期借入金	112,950
固定資産	**1,554,864**	繰延税金負債	5,593
有形固定資産	**934,118**	退職給付引当金	17,971
建物	365,202	預り保証金	89,468
構築物	15,360	その他	7,127
車両運搬具	0	**負債合計**	**570,811**
器具及び備品	123,262	（純資産の部）	
土地	382,457	**株主資本**	**2,223,626**
建設仮勘定	47,836	**資本金**	**500,000**
無形固定資産	**38,281**	**資本剰余金**	**1,681,733**
電話加入権	4,504	資本準備金	240,835
ソフトウェア	33,777	その他資本剰余金	1,440,898
投資その他の資産	**582,464**	**利益剰余金**	**99,418**
投資有価証券	40,894	その他利益剰余金	99,418
長期前払費用	26,348	繰越利益剰余金	99,418
敷金及び保証金	515,171	**自己株式**	**△57,526**
その他	50	**評価・換算差額等**	**△102,344**
		その他有価証券評価差額金	△6,618
		土地再評価差額金	△95,726
		純資産合計	**2,121,281**
資産合計	**2,692,093**	**負債・純資産合計**	**2,692,093**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		3,137,632
売　上　原　価		967,480
売　上　総　利　益		2,170,151
販売費及び一般管理費		2,159,332
営　業　利　益		10,819
営　業　外　収　益		
受取利息及び配当金	5,064	
受　取　手　数　料	7,563	
そ　の　他	6,493	19,121
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	2,478	
そ　の　他	4,722	7,201
経　常　利　益		22,739
特　別　利　益		
投資有価証券売却益	3,240	3,240
特　別　損　失		
固定資産除売却損	2,203	
投資有価証券売却損	356	
減　損　損　失	9,539	12,099
税引前当期純利益		13,880
法人税、住民税及び事業税		9,676
法　人　税　等　調　整　額		15,673
当　期　純　損　失		11,468

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	500,000	240,835	1,440,898	132,761	△57,379	2,257,116
当期変動額						
剰余金の配当				△21,874		△21,874
当期純損失				△11,468		△11,468
自己株式の取得					△147	△147
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	△33,342	△147	△33,490
当期末残高	500,000	240,835	1,440,898	99,418	△57,526	2,223,626

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	7,183	△95,726	△88,542	2,168,573
当期変動額				
剰余金の配当				△21,874
当期純損失				△11,468
自己株式の取得				△147
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△13,801		△13,801	△13,801
当期変動額合計	△13,801	―	△13,801	△47,291
当期末残高	△6,618	△95,726	△102,344	2,121,281

個 別 注 記 表

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券…… 時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

リユース（テック・スタイル業態） … 売価還元法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

リユース（ブックオフ業態） … 総平均法による原価法

（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法（ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（付属設備を除く）については定額法）

② 無形固定資産……ソフトウェアは社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ 長期前払費用……定額法

④ リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

② 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法……金利スワップ取引については、特例処理要件を満たしておりますので、特例処理を適用しております。

②ヘッジ手段と対象

ヘッジ手段 ……金利スワップ取引

ヘッジ対象 ……借入金利

③ ヘッジ方針 ……内部規程に基づき、借入金利の将来の金利市場における利率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しております。

④ヘッジ有効性評価の方法……金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしておりますので有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等に関する会計処理

税抜方式を採用しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　1,008,309千円

(2) 担保に供している資産

建　　物　80,212千円

土　　地　382,457千円

対応する債務

長期借入金　122,750千円

(3) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年３月31日公布法律第34号) 及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年３月31日改正) に基づき事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日　平成14年３月31日

再評価前の帳簿価額　478,183千円

再評価後の帳簿価額　382,457千円

なお、当該事業用土地の平成28年３月31日における時価の合計額は、再評価後の帳簿価額の合計額を97,809千円下回っております。

（損益計算書に関する注記）

減損損失

当社は以下のグループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
店舗等	建物 構築物	綾瀬事業所・神奈川県綾瀬市

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業所を基本単位とした資産のグルーピングを行い、本社等については全社資産としてグルーピングしております。減損損失の認識に至った経緯としては、収益性が低下した事業所の固定資産帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（9,539千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物8,734千円、構築物804千円であります。

（株主資本等変動計算書に関する注記）

(1) 発行済株式の総数に関する事項　　普通株式　　11,368,541株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末 株 式 数
普通株式	431,447株	1,086株	-株	432,533株

(3) 配当に関する事項

（ｉ）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	21,874	2	平成27年3月31日	平成27年6月29日

（ⅱ）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成28年６月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	21,872千円
②	１株当たり配当額	２円
③	基準日	平成28年３月31日
④	効力発生日	平成28年６月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（税効果会計に関する注記）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,823千円
賞与引当金	3,054千円
未払事業所税	1,985千円
減損損失累計額	5,629千円
投資有価証券減損損失	1,691千円
繰越欠損金	272,941千円
その他有価証券評価差額金	2,006千円
その他	16,115千円
小　計	305,245千円
評価性引当金	△276,806千円
繰延税金資産合計	28,439千円
繰延税金負債	
その他	5,593千円
繰延税金負債合計	5,593千円
繰延税金資産の純額	22,845千円

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.0%から、30.5%にそれぞれ変更されております。

繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が1,092千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が1,092千円増加しております。

（金融商品に関する注記）

1. 当社の金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等及び有価証券に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業保証金を預かるなどしてリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金と設備投資資金（長期）であります。

デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1)現金及び預金	516,040	516,040	－
(2)売掛金	46,208	46,208	－
(3)投資有価証券			
その他有価証券	40,694	40,694	－
(4)敷金及び保証金	529,645	527,309	△2,335
資産計	1,132,587	1,130,252	△2,335
(5)買掛金	(11,312)	(11,312)	－
(6)短期借入金	(50,000)	(50,000)	－
(7)未払法人税等	(10,650)	(10,650)	－
(8)未払消費税等	(8,202)	(8,202)	－
(9)長期借入金	(177,740)	(177,965)	225
(10)預り保証金	(89,468)	(83,017)	△6,450
負債計	(347,374)	(341,149)	△6,224

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金並びに(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)敷金及び保証金

一定の期間ごとに区分した当該敷金及び保証金の元金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

1年内償還長期預け金は、敷金及び保証金に含めて表示しております。

(5)買掛金、(7)未払法人税等並びに(8)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)短期借入金並びに(9)長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

1年内返済長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(10)預り保証金

一定の期間ごとに区分した当該預り保証金の元金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区　　分	平成28年３月31日
非上場株式	200
出資金	50

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(１株当たり情報に関する注記)

(1) １株当たり純資産額　193円97銭

(2) １株当たり当期純損失　1円04銭

(持分法損益等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(計算書類に関する注記)

※　記載の金額は、その表示単位未満を切捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

株式会社ワットマン
取 締 役 会 御中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 海 野 隆 善 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 野 祐 平 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ワットマンの平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第４０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

株式会社ワットマン　監査役会

常勤監査役　本　間　直　之　㊞

監　査　役　七　松　　優　㊞

監　査　役　浅　尾　慶一郎　㊞

（注）　監査役全員は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、業績の安定が見られたことから、以下のとおり配当いたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
　金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当社普通株式１株につき　　２円　　総額　　21,872,016円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
　平成28年６月30日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役５名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

経営監督を強化するための社外取締役の候補者の選定には企業経営への理解に加えて、当社が属するリユース事業に関する知見と、当社経営者からの独立性を有する必要があります。これらの要件を満たす方の選定にはいたっておりません。

適任者でない方を社外取締役として選任した場合、当社経営の機動性を害するばかりか取締役会に期待される機能が果たされない可能性があり、相当でないため本総会においては社外取締役選任議案を上程いたしません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	清　水　一　郷 （昭和23年11月25日）	昭和46年４月　松下電器産業株式会社入社 （現パナソニック株式会社） 昭和53年９月　株式会社電化センターシミズ（現株式会社ワットマン）を設立、取締役に就任 昭和58年４月　当社専務取締役 平成元年４月　当社代表取締役社長 （現在に至る）	1,014,112株

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	田　中　和　雄 （昭和24年２月１日）	昭和46年４月　三井物産株式会社入社 昭和56年３月　当社入社 昭和59年８月　当社常務取締役 平成元年４月　当社取締役副社長 平成18年１月　当社取締役副社長経理管掌 平成22年４月　当社取締役副社長経理管掌　兼社長室室長 平成23年６月　当社取締役副社長 平成25年７月　当社取締役副社長内部監査室室長 （現在に至る）	527,320株
3	小　松　　創 （昭和45年12月30日）	平成９年10月　株式会社ゼロエミッション入社 平成18年４月　同社執行役員 企業戦略ゼネラルマネージャー 平成21年４月　株式会社ムラウチ電気入社 上席執行役員 平成23年７月　当社入社 営業企画グループ長 平成25年６月　当社取締役リユース事業本部長 平成26年６月　当社常務取締役リユース事業本部長 平成28年４月　当社常務取締役営業本部本部長 （現在に至る）	―株
4	川　畑　泰　史 （昭和53年5月7日）	平成17年６月　アクセンチュア株式会社入社 平成25年９月　同社経営コンサルティング本部シニアマネジャー 平成26年６月　当社取締役 平成28年４月　当社取締役経営戦略室長 管理本部本部長 （現在に至る）	750,000株
5	清　水　とも子 （昭和25年８月６日）	平成３年７月　株式会社清水合業社監査役 平成12年10月　株式会社清水合業社の株式会社ワットマンとの合併による解散のため退任 平成18年６月　当社取締役 （現在に至る）	407,456株

（注）　各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役２名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	本　間　直　之 （昭和11年１月14日）	昭和36年４月　日立家庭電器販売株式会社入社 平成７年４月　株式会社日立ソフテック代表取締役 平成７年12月　株式会社ハイフレーム八千代代表取締役 平成13年６月　当社常勤監査役 （現在に至る）	20,000株
2	七　松　　優 （昭和32年２月23日）	昭和58年８月　公認会計士登録 昭和59年１月　税理士登録 昭和60年９月　向山公認会計士事務所入所、副所長に就任 平成２年６月　当社監査役 （現在に至る） 平成４年７月　七松優公認会計士税理士事務所開設、所長に就任 （現在に至る）	13,000株

（注）1.　各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2.　本間直之氏及び七松優氏は、社外監査役候補者であります。

3.　社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

①　本間直之氏につきましては、企業経営者を経験しており、その豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって15年となります。

また、七松優氏につきましては、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって26年となります。

②　本間直之氏及び七松優氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。社外監査役候補者本間直之氏及び七松優氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しており、選任後も引き続き当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

以　上

第40回定時株主総会

会場ご案内図

〒220-0005 神奈川県横浜市西区南幸２丁目16番地28

横浜国際ホテル　２階　松竹の間

電話（045）311―1311

